

老齡基礎年金の繰り上げ請求について

国民年金の老齡基礎年金は65歳から受けるのが基本です。本人が希望すれば60歳からでも受けることができます。この場合、受ける年金額が65歳から受け始める年金額に比べ減額されます。減額率は、受給を希望し請求した月から65歳になる月の前月までの月数に応じて1か月減るごとに0.5%ずつ低くなります。つまり、繰り上げの請求を行う月によって減額率は異なります。なお、減額は一生続きますので注意が必要です。

ただし、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、60歳で受け始めた場合は42%、61歳では35%、62歳では28%、63歳では20%、64歳では11%の減額となります。

年金を受ける手続きを決定請求といい、国民年金の決定請求の手続きは、市・区役所または町村役場の国民年金の窓口（第3号被保険者期間がある場合は年金事務所または街角の年金相談センター）で行います。決定請求に必要な用紙も用意してあります。

（注意点）

繰り上げ請求するといくつかのデメリットがあります。十分理解した上で繰り上げ請求するかどうかを決める必要があります。

1. 一生減額された年金を受けることとなります。65歳以降も一度減額された金額は戻りません。ただし、振替加算の加算対象者は、65歳からでなければ振替加算が加算されないことから、65歳になると振替加算額は増額されます。
2. 繰り上げ請求した後に裁定の取消しはできません。
3. 寡婦年金の受給権者が老齡基礎年金を繰り上げ請求すると寡婦年金は失権します。また、老齡基礎年金を繰り上げ受給している人は、寡婦年金の請求はできません。
4. 受給権発生後に初診日があるときは、障害基礎年金が受けられません。また、繰り上げ支給を請求する前の病気やけがで障害がある場合でも、障害基礎年金を請求できない場合があります。
5. 65歳前に遺族年金の受給権が発生した場合は、老齡基礎年金と遺族年金のどちらかを選択することとなります。多くの場合は、遺族年金を選んだ方が有利であるため、65歳まで減額した老齡基礎年金が支給停止になり、停止解除後も減額支給のままでデメリットは大きくなります。
6. 受給権者は、国民年金の任意加入被保険者になれません。